

## ○嘉麻市市長、副市長及び教育長の給料額の特例に関する条例

平成19年3月26日

条例第1号

改正 平成27年3月16日条例第8号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長の給料額の特例について定めることを目的とする。

(一部改正〔平成27年条例8号〕)

(市長、副市長及び教育長の給料額の特例)

第2条 市長、副市長及び教育長の平成19年4月1日から当分の間における給料の額については、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例(平成18年嘉麻市条例第33号)第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 市長 月額765,000円

(2) 副市長 月額 619,200円

(3) 教育長 月額 576,600円

(一部改正〔平成27年条例8号〕)

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日条例第8号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行の際現に在職する改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項に基づき任命された嘉麻市教育委員会教育長の嘉麻市教育委員会の委員としての在任期間中については、第1条による改正前の嘉麻市職員倫理条例第2条第1号の規定並びに第2条による改正前の嘉麻市特別職報酬等審議会条例第2条の規定並びに第3条

による改正前の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例第1条、第2条第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第4条による改正前の嘉麻市市長及び副市長の給料額の特例に関する条例題名及び第2条の規定並びに附則第2項で廃止する嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例並びに附則第3項で廃止する嘉麻市教育委員会教育長の給料額の特例に関する条例は、なおその効力を有する。